

お客様各位

アビコム・ジャパン株式会社

空港無線電話サービス契約約款の一部改訂について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社通信サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題につきまして弊社ホームページに掲載のとおり本年4月1日から、掲題サービス契約約款を一部改訂させて頂きました。ここに改めまして、改訂骨子をご案内させて頂きます。

今後もお客様への一層のサービス向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改訂日時 平成28年4月1日
2. 改訂内容
 - ①長期契約解約時の申請期限（第3章 第15条）
 - ②長期解約時の日割料金適用廃止（第7章 第3節 第34条）

【サービス契約約款 該当事項 抜粋】

 - ①第3章 契約
第15条（契約者が行う契約の解除）
 - ・長期契約者の解除は月末解除とし1ヶ月前までに書面による申し込みを行っていただきます。
 - ②第7章 料金等
第3節 料金の計算方法
第34条（料金の日割）
 - 3 長期契約の解除における日割料金の適用は行いません。

以上